

平成27年第4回隠岐の島町議会会議録

開 会（開議） 平成27年12月 11日（金）9時30分 宣告

1、出席議員

1番	西尾	幸太郎	7番	齋藤	幸廣	13番	遠藤	義光
2番	池田	賢治	8番	小野	昌士	14番	池田	信博
3番	安部	大助	9番	齋藤	昭一	15番	福田	晃
4番	佐々木	雅秀	10番	石田	茂春	16番	安部	和子
5番	前田	芳樹	11番	高宮	陽一			
6番	平田	文夫	12番	米澤	壽重			

1、地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	松田	和久	観光課長	吉田	隆
副町長	池田	高世偉	定住対策課長	鳥井	登
教育長	山本	和博	農林水産課長	佐々木	千明
総務課長	大庭	孝久	上下水道課長	田中	秀喜
会計管理者	池田	賢一	建設課長	山崎	龍一
企画財政課長	渡部	誠	総務学校教育課長	八幡	哲
税務課長	池田	茂良	生涯学習課長	中林	眞
町民課長	名越	玲子	布施支所長	大上	一郎
福祉課長	藤川	芳人	五箇支所長	増原	和彦
保健課長	長田	栄	都万支所長	春木	茂正
環境課長	阿部	眞澄	行政係長	中村	恒一

1、職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 野津浩一 事務局長補佐 田中順子

1、傍聴者 2人

1、議員提出議案の題目

発議第 1 号 隠岐の島町の施策課題に対応するための決議

議事の経過

○議長（高宮陽一）

ただ今から本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（本会議休憩宣告 9時30分）

（全員協議会開会宣告 9時30分）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣告 10時59分）

日 程 第 1、委 員 長 報 告

「委員長報告」を行います。

始めに、常任委員長報告を行います。

各常任委員会の審査に付託した町長提出議案の、議第85号から議第114号までの補正予算案及び条例関係等27件、並びに継続審査となっている各常任委員会の調査事項を一括して議題といたします。

ただ今、議題となりました件に関して、所管の委員会における審査の経過及び結果等について、それぞれの委員長の報告を求めます。

始めに、総務教育民生常任委員長：7番 齋藤幸廣 議員

○7番（齋藤幸廣）

総務教育民生常任委員会の審査報告をいたします。

それでは、総務教育民生常任委員会の報告を行います。

本定例会で付託されました、「平成27年度一般会計および特別会計補正予算」、並びに「条例」、「指定管理者の指定について」等、計20件の審査と本委員会所管の調査事項について調査いたしましたので、審査の経過及び結果について報告をいたします。

委員会は、議会閉会中の11月24日、27日、定例会会期中の12月9日、10日の計4日間開催し、必要に応じ担当課へ資料の提出と説明を求め慎重に審査をいたしました。

審査結果につきましては、全会一致で「可決」すべしであります。

付託案件の審査の中で、特に議論が集中したものについて、意見・指摘した事項などについて報告をいたします。

まず始めに、平成27年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算についてであります。

小学校施設維持管理費414万1,000円について、教育委員会から西郷小学校などの4校の設備を改修・増設などをする費用であると説明がありました。しかし、総括質疑の中で、昨年9月に磯小学校体育館の照明1つが不点灯であると利用者から教育委員会に連絡があったことが明らかになり、12月9日の委員会の冒頭に、教育長から「即座に対応しなかったために利用者に迷惑をかけ申し訳なかった。」とのお詫びの言葉がありました。

体育館の照明のオートリフターが故障しており、照明の交換工事費を抑えるために、数灯切れるのを待って修理対応をするのが慣例になっていたため、このような事態になったとの説明がありました。

経過について十分な説明がなされないまま、同僚議員の質疑により詳しく説明を受けました。委員会としては、当初の委員会において詳細に説明をすべきであったと指摘をし、また、常に細心の注意をはらって子どもたち及び利用者への安全を第一として、常任委員会へも情報提供を行いながら早急に対応するよう指摘をいたしました。

次に、学校規模適正化検討委員会開催費補正予算4万5,000円についてであります。

検討委員会の開催を8回から10回に増やすための補正であり、教育委員会からは町内各小中学校での説明会、都万・五箇での地域懇談会の経過報告と、12月1日に開催された第6回検討委員会での協議内容の詳しい説明を受けました。

検討委員会では、来年更に協議を重ね、3月に教育長に答申する予定であるが、教育長からは答申を踏まえて3月には結論を出すかと答弁がありました。

次に、条例の制定についてであります。

「隠岐の島町学校給食費等の管理に関する条例の制定」については、これまで学校給食費は各学校の校長が毎月保護者から集め、町に納入していましたが、この条例によって町が学

校給食の事業会計の中で負担金として直接保護者から徴収することになります。

委員から「滞納が増えるのではないか。」「既の実施している他の自治体の事例は調査したか。」などの指摘があり、教育委員会からは、先進事例などを参考に滞納などが発生した場合には対処したいとのことでありました。

また、長期間休んだ場合の給食費の取り扱いに関する質問には、原則2週間前までに届けがあれば給食費は徴収せず、流感などの場合についても免除する規定があると説明がありました。

委員会としては、保護者に十分説明をするようにと申し添えました。

次に、「所管の調査事項」についてであります。

税務課からは、「納税意識の高揚と滞納徴収業務の強化」について、12月1日から25日までを冬期徴収強化月間として、来年度への滞納繰越が生じないよう現年分を優先して徴収する、新規の滞納者に対しては早く対応していく、などの説明がありました。

また、10月21日には津和野町の担当職員を招き津和野町での取組みについての研修に47名の職員が参加し、また11月18日には東部県民センターの企画幹による研修会に徴収班長が税料担当課長・支所長、補佐、係長が参加し、徴収業務についてのノウハウ及び対応について研修したとのことでありました。

委員からは「催告通知をもって来庁を促すのではなく、直接訪問して徴収すべきと指摘しているが実際はどうか。」との質問に対し、担当課からは「来庁していただく。」との基本方針で徴収業務を行っているが、結果的には訪問徴収も行っていると答弁がありました。

また、26年度は3件の差し押さえを実施しているが、法的処分、差し押さえ等の取組みを更に強化していくとし、まじめに納税している町民が不公平感を抱かぬように、県とも連携を図りながら業務に取り組んでいくとのことでありました。

次に、「保健・医療・福祉の連携について」であります。

これまで、保健課、町民課と個別に協議を行いましたが、12月9日の常任委員会において、福祉課を加えた3課長と合同で協議を行いました。

在宅高齢者の状況把握、介護予防など多岐にわたる意見交換を行い、4月から始まった地域連絡協議会の取組み、はつらつサロンや健康教室の取組みについて説明がありましたが、3課の連携についてはまだまだ不十分であると認識し、今後も協議を重ねる必要があるとの判断に至ったため引き続き合同の協議を行う予定であります。

なお、所管の調査事項の「教育文化の振興に関する調査」、「保健・医療・福祉に関する調

査について」は、引き続き調査・研究してまいります。

以上で、総務教育民生常任委員会の委員長報告を終ります。

○議長（高宮陽一）

次に、産業建設常任委員長：3番 安部大助 議員

○3番（安部大助）

それでは、産業建設常任委員会の報告を行います。

委員会は、11月25日、26日、会期中の12月9日、10日、の4日間開催いたしました。

付託された全議案につきましては、全会一致で「可決すべし」としたところでございます。

始めに「平成27年度一般会計補正予算」の審査において特に議論があったこと、意見、指摘した事項などについて報告いたします。

最初に、「農業用施設整備支援事業」についてであります。この事業は認定農業者などが経営規模拡大、経営の多角化などに取り組む際に農業用機械などの導入等について支援する事業であります。

委員からは、過去に同じような補助事業があり、補助を受けた事業者の経営状況をしっかりと把握すべきだ、総合戦略にも第一次産業の活性化という目標があり、国の補助ありきでなく町としての支援策も講ずるべきだとの意見がありました。

所管課からは、現在は事業者の状況は把握していないが課内でもそのような議論がされており、できれば年ごとに経営計画の進捗状況などを把握するような手続きをとっていきたい、また支援に関しては現在、国の補助事業に上乘せしている状況で、町単独の支援については、今のところ明確な考えはないとの説明がありました。

委員会としては、本事業の成果を検証する意味でも支援後の各事業者の経営状況も含め進捗状況をしっかりと把握するよう指摘しました。

次に、「残土処理場建設事業」についてであります。飯田の残土処理場予定地のエリアが決定したことで、エリア内にあるゴルフ練習場の移転が必要となり移転補償費として今回追加提案されました。

委員会としては移転補償費についてはしっかりと協議を行い、事業を進めていくよう指摘しました。

次に所管の「調査事項」について報告いたします。

最初にクロトシン市との友好都市締結について報告します。

本年6月より相撲交流を行ってきたポーランドのクロトシン市と友好都市協定を締結した

いとの説明がありました。

委員からは、交流拡大だけでなく、隠岐の特産品などをクロトシン市に流通させ産業振興も行っていくべきだ、締結に対する目的や町としての姿勢をはっきり示すべきだなどの意見がありました。

所管課からは、締結に対し、伝統文化の伝承、交流拡大、隠岐世界ジオパークの宣伝効果と体育教育の充実を主な目的とし、今後は有利な財源を検討しながら必要に応じて交流事業を進めていきたいとの説明がありました。また、国際交流の推進について島根県及び島根県経済同友会とも連携を図っていくことが決定したとの報告がありました。

委員会としては、国際交流の必要性は理解したものの、2005年に友好交流協定を結んだ中国の牛頭崖鎮とは交流を続けていない現状があることから、国際交流に対し計画的に進めていくよう指摘をしました。

次に、「隠岐の島町定住奨学金制度」について報告いたします。

定住対策課より定住奨学金制度について資金貸与資格に「島外への進学の場合は島内の高校にない学科への進学に限る」を追加変更したとの報告がありました。

委員からは、子どもに差をつけるべきではない、制限をかけて島内に引き留めることよりも高校の魅力アップを進めていくべきだ、要項を修正すべきだなどの意見がありました。

所管課からは、今回の募集に関してこのままで進めていき、来年度からは制度のあり方も含め見直す方向で考えていきたいとの説明がありました。

委員会として、定住奨学金制度から定住促進の目的を切り離し、島外で学んでも将来は隠岐に帰ってきたくなるような事業を定住対策課として展開していくよう指摘しました。

次に「隠岐の島町総合戦略」について報告いたします。

本年6月から策定に向け進められてきた総合戦略の内容が決定し、今後の検証方法も含め定住対策課より説明がありました。

委員からは、修正された内容についてプロジェクトメンバーに情報を知らせしっかり協議をした上で最終案になったのかという意見がありました。

所管課からは、当初修正案を本部会で取りまとめる計画だったが、本部会からも指摘を受け第6回プロジェクト会議を開催しプロジェクトメンバーとも調整し最終案としたとの説明がありました。

委員会としては、数値目標を達成できるようしっかりと進めていくよう指摘しました。

次に水産加工場整備について報告いたします。

「隠岐の島町の施策課題に対するための決議」への取組みの中で水産加工場整備について農林水産課から説明があり、平成26年度で作成した報告書に基づいて、できれば来年度に実証試験を行っていく考えが示されました。

委員からは、「いわがき」や「サザエ」については加工せずに冷凍等で販売している他の自治体の取組みも参考にすべきだ、運営をしっかりとっていくのは当然であり最終目的である雇用創出をしっかりと達成するべきとの意見がありました。

所管課からは、2次加工、3次加工まで進めるのはリスクが多くなり販路も狭まってくることから、鮮度にこだわった急速冷凍などの方法で販売していくことを考えているとの説明がありました。また今回の加工場整備計画では公設民営ではなく民設民営で進めていくとの報告がありました。

委員会としては、雇用創出と水産振興にしっかりとつなげていけるように関係団体と更に連携を強化していくよう指摘しました。

調査事項である「まちづくり対策事業に関する調査」、「地域産業の振興に関する調査」は、閉会中も引き続き、調査研究してまいります。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（高宮陽一）

以上で、「委員長報告」を終わります。

日 程 第 2、特別委員会の最終報告

「特別委員会の最終報告」を議題とします。

隠岐の島町議会会議規則第41条第1項の規定により、地方創生対策特別委員会から調査事項の件について最終報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。

本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」 の声を確認 ）

「異議なし」と認めます。

したがって、地方創生対策特別委員会の最終報告を受けることに決定いたしました。

地方創生対策特別委員長の発言を許します。

地方創生対策特別委員長：9番 齋藤昭一 議員

○9番（齋藤昭一）

それでは、地方創生対策特別委員会の最終報告をいたします。

開催日は、12月4日定例会中に開催しました。

調査の概要ですが、隠岐の島町の最重要課題である少子高齢化の進展や人口減少に歯止めをかけるため、地域の個性を最大限に生かした住みよい環境づくり等について調査・研究を行うため、「地方創生対策特別委員会」を設置しました。

当委員会としては、「まち・ひと・しごと創生」の基幹は雇用創出が最優先であると位置づけ、隠岐の島町にすでに定着している第1次産業を基幹事業として大型総合加工場を新設し、農産物・水産物等の生産、将来にわたる隠岐の島ブランド品として育て上げる事業を創出することで、若者をターゲットに雇用創出につなげることを提言しました。

島根県産の「シジミ」や、鳥取県産の「梨」、「松葉ガニ」のような有名な特産品が隠岐の島町にはありません。隠岐の特産品が国内で流通することを目指さなければなりません。そのためには、隠岐の島町内で生産活動をしている農林・畜産・水産・加工品事業など個人業者の製品が特産品になりうる素材があるかを詳細に検証し、食品加工など開発には県内外の専門的な技術、研究機関の手助けを得ながらブランド品に育てる必要があります。

原材料を6次産業化し、付加価値をつけるとともに、販路拡大を図り、雇用創出に寄与させなければなりません。平成31年度がタイムリミットですが、その時までには起業した全ての事業が稼働し、定着し、多くの若い新規就業者を職場で就労させる必要があります。大型総合加工場の設置を急ぐ必要があります。

国は近未来に人口減少を具体的に想定しています。その中であって隠岐の島町の人口だけが増加するとは思えませんが、減り方のスピードをいかに抑えるか、出生率をいかに増やせるか、島に若者をいかにとどめるか、魅力ある仕事をいかに創れるかが課題であります。

人口の減少を極力抑える政策の中で、子育て支援政策を拡大・充実することで、安心して子どもを産み育てる環境整備、十分なU・Iターン者支援を実行すること、これらの施策で働き手を確保することです。

また、観光振興での島の活性化を図ることが重要であり、振興策を見直すことが大切です。

町民は行政にすべて望むのではなく、町の存続事業に何が寄与できるかを考え、行動を起こすことが大切であると思います。

行政の仕事として、町の活性化を考え活動している人をどのように評価するか、どう増やすかが課題であります。活性化に役立ち、喜ばれているという意識を持てるよう手助けをす

ることが、行政の意識改革であると考えます。議会議員も含め、島民一丸となって発展に努める義務があります。

以上、当委員会の最終報告といたします。

○議長（高宮陽一）

ただ今の報告をもちまして、地方創生対策特別委員会の調査・研究は終了し、委員会は解散いたします。

以上で、「特別委員会の最終報告」を終ります。

日 程 第 3、特別委員会の中間報告の件

「特別委員会の中間報告の件」を議題とします。

隠岐の島町議会会議規則第47条第2項の規定により、竹島対策特別委員会から調査事項の件について中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。

本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」 の声を確認 ）

「異議なし」と認めます。

したがって、竹島対策特別委員会の中間報告を受けることに決定いたしました。

竹島対策特別委員長の発言を許します。

竹島対策特別委員長：12番 米澤壽重 議員

○12番（米澤壽重）

竹島対策特別委員会からの中間報告をいたします。

当委員会は議会会期中の12月4日に委員会を開催し、調査・研究してまいりましたので報告いたします。

「竹島の日」記念式典については県民会館の大規模改修工事により、他会場での開催が検討されていましたが、県立武道館開催の方針がほぼ固まりました。会場の未決定により式典規模の縮小が懸念され、式典そのものの開催も危惧されていましたが、会場の決定により安堵したところであります。記念式典の継続的な開催はこの問題を再び埋没させることなく、広く世に知らしめることにより、国民的な理解が更に深まるものと期待されるところであります。

次に、東京集会開催の要望活動についてであります。10月21日に「竹島・北方領土返

還要求運動県民会議」の糸原会長に面談し、領土権確立に向け3度目の東京集会を開催するよう強く要望いたしました。糸原会長からは「東京集会は必要と感じている。領土議連にも相談したい。」との回答をいただきました。また、同日「県土竹島を守る会」の諏訪部会長が上京し、山谷えり子前領土問題担当相に対し3度目の国民集会を東京で開催するよう要望したとのことであります。

東京集会は平成24年4月と平成26年6月に開催されましたが、継続的な開催には程遠い状況となっています。当委員会は引き続き東京集会開催に力を注ぎ、更には政府主催の「竹島の日」式典の開催を強く求めてまいります。

最近の動向であります。韓国政府が発行した最近の海図で、隠岐諸島沖の日本海に設定された「産業廃棄物投棄区域」が日本の主張する排他的経済水域内に入り込んでいるとの報道がありました。韓国は2011年国際海事機関に対し約47万トンの下水汚泥を投棄したと報告しているが、今のところ今回の区域かどうか不明であります。経済水域内の韓国の廃棄物投棄の権利の存在が事実とすれば誠に許しがたい行為であります。当委員会といたしましてはあらゆる角度から更に調査・研究を進め、事実関係の確認に努めてまいります。

また一方、町内では郷土の民話を研究するグループが、“メチ”これはニホンアシカであります。猟の様子を描いた「メチのいた島」を題材にし、幼児向けの演劇が上演されました。今後は更に工夫をこらし、島内の保育園での巡回上演を目指しているとのことであります。竹島周辺のアワビやワカメを実物大の絵で紹介するなど幼児に分かりやすい工夫もされており、この取組みは高く評価されるところであります。

竹島対策室からは久見竹島資料収集館、仮称ですが、これに関して最終設計図が示され、施工業者決定の報告がありました。このほど、竹島で漁猟に使われていた貴重な「カンコ」の設計図が見つかり、町に寄付されることとなり、久見竹島資料収集館(仮称)での展示を検討しているとのことであります。

また、県主催の「竹島問題を考える講座」で忌部主幹が昭和初期の竹島周辺で行われていた漁業についての講演を行ったとの報告がありました。

なお、所管の調査事項については議会閉会中も調査・研究を進めてまいります。

以上で、竹島対策特別委員会からの中間報告を終ります。

日 程 第 4、討 論

これより「討論」を行います。

町長提出議案の議第85号「平成27年度隠岐の島町一般会計補正予算(第3号)」から、同

意第2号「隠岐の島町教育委員会委員の任命同意について」までの28件及び本日の議事日程第1で行いました、各常任委員長報告を一括して討論に付します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」の声を確認)

反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声を確認)

賛成討論なしと認めます。

以上で、「討論」を終わります。

日 程 第 5、採 決

「採決」を行います。

この採決は、起立によって行います。

始めに、町長提出議案の議第85号「平成27年度隠岐の島町一般会計補正予算（第3号）」を採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第85号は原案のとおり可決されました。

次に、議第86号「平成27年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計補正予算（第2号）」から議第91号「平成27年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）」までの6件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第86号から議第91号までの6件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第92号「隠岐の島町情報公開条例の一部を改正する条例」から議第101号「隠岐の島町学校給食費等の管理に関する条例」までの10件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 92 号から議第 101 号までの 10 件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 102 号「公有水面埋立てに係る意見について」から議第 111 号「隠岐の島町土地開発公社の解散について」までの 10 件を一括して採決します。本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 102 号から議第 111 号までの 10 件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、同意第 2 号の「隠岐の島町教育委員会委員の任命同意について」を採決します。

本案を、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

よって、同意第 2 号は原案のとおり同意することに決定しました。

以上で、「採決」を終ります。

日 程 第 6、議員提出議案の上程及び審議

「議員提出議案の上程と審議」を行います。

本日、お手元に配付のとおり、1 件の議案が議員提案されました。隠岐の島町議会会議規則第 14 条に規定しています要件を満たしていますので、直ちに議題といたします。

「提案理由の説明」を行います。

発議第 1 号「隠岐の島町の施策課題に対応するための決議」について提出者から「提案理由の説明」を求めます。

16 番：安部和子 議員

○16番（安 部 和 子）

発議第 1 号 隠岐の島町の施策課題に対応するための決議

上記の議案を別紙のとおり、隠岐の島町議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。

平成 27 年 12 月 11 日提出

提出者 隠岐の島町議会議員 安部 和子

賛成者 隠岐の島町議会議員 齋藤 幸廣

賛成者 隠岐の島町議会議員 安部 大助

隠岐の島町議会議長 高宮 陽一 様

- 1、納税者が不公平感を抱かぬよう、長期滞納者には法的処分を強力に進めること
- 2、地場産業及び観光産業の振興と雇用創出策の推進を図ること
- 3、保健・医療・福祉の連携を図り、特に在宅高齢者世帯の把握に努め、介護予防・健康増進・医療費削減を図ること。
- 4、学力向上、教育行政の充実強化を図るとともに、将来の担い手である「隠岐びと」の育成に努めること
- 5、子育て支援策を強力に推進し、産み・育てやすい環境づくりに努めること
- 6、地域リーダーの育成に努め、集落の活性化を図ること

平成 27 年 12 月 11 日

島根県隠岐郡隠岐の島町議会

○議長（高宮 陽一）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

発議第1号の「質疑」を行います。通告がありませんので「質疑なし」と認めます。

次に、これより「討論」を行います。通告がありませんので「討論なし」と認めます。

これより、「採決」を行います。

採決は「起立」により行います。

発議第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

起立「全員」であります。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

以上で、「議員提出議案の上程及び審議」を終わります。

日 程 第 7、委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件

「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を議題とします。

各常任委員長・特別委員長から、審査を終えることのできなかった事件及び調査を要する問題につき、隠岐の島町議会会議規則第 75 条の規定に基づき、お手元に配付いたしましたと

おり、閉会中の継続審査・調査を行いたいとの申し出がありました。

お諮りします。

各常任委員長、特別委員長からの申し出のとおり、これを閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声を確認)

「異議なし」と認めます。

よって、各常任委員長、特別委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

以上で、「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を終ります。

以上をもって、本定例会に提出された議案は、継続審査となった案件を除き、全部議了いたしました。

本日は、これをもって散会し、平成27年第4回隠岐の島町議会定例会を閉会します。

(閉 会 宣 告 11時38分)

以 下 余 白